

FOLDER NO.

1-12

Registration of the Japanese

Pitt Meadows Japanese Farmers' Association

PLEASE RETAIN ORIGINAL ORDER
UBC LIBRARY MSS COLLECTION

III. A. 3

1495年八月十九日	
(a) 若しくは家内使用人以外に雇人を招か ずして自己	1935
(b) 雇人を 招かざるは	1936
(c) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1937
(d) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1938
(e) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1939
(f) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1940
(g) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1941
(h) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1942
(i) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1943
(j) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1944
(k) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1945
(l) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1946
(m) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1947
(n) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1948
(o) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1949
(p) 若しくは自己 で労務を 充てるに ては	1950

入事事務所 (33 AVE & HEATHER ST)
 年化の日は共に晩市の夕夕夕夕夕
 夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕
 夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕夕

出頭して登録する事
 今月分の日口は月々日々日々日々
 二日月分は毎日出頭してする事
 第一分は登録する必要とし

日本入事事務所

十月三十日

1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1938	1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4

力十ハ「國民」カニ

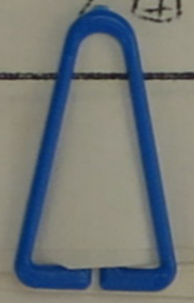
十六才以上ノ男子トシテ
一九四〇年八月十五日

1. 姓	
姓 (姓) 名字 (名字) 姓 (姓) 名字 (名字)	
2. 年齢	
年齢 (年齢) 月 (月) 日 (日)	
3. 家族関係	
家族関係 (家族関係) 独身 (独身) 妻帯 (妻帯) 離婚 (離婚)	
4. 民族関係	
民族関係 (民族関係) 獨身 (獨身) 妻帯 (妻帯) 離婚 (離婚)	
5. 養育者	
養育者 (養育者) 養育者 (養育者) 養育者 (養育者)	
6. 国籍	
国籍 (国籍) (国籍) (国籍)	
7. 何国人か	
何国人か (何国人か) (何国人か) (何国人か)	
8. 先祖は何人種か	
先祖は何人種か (先祖は何人種か) (先祖は何人種か) (先祖は何人種か)	
9. 國語	
國語 (國語) (國語) (國語)	
10. 教育	
教育 (教育) (教育) (教育)	
11. 健康	
健康 (健康) (健康) (健康)	
12. 自己其他	
自己其他 (自己其他) (自己其他) (自己其他)	
13. 職業の種類	
職業の種類 (職業の種類) (職業の種類) (職業の種類)	
14. 職業或手続	
職業或手続 (職業或手続) (職業或手続) (職業或手続)	
15. 失業	
失業 (失業) (失業) (失業)	
16. 兵役	
兵役 (兵役) (兵役) (兵役)	
17. 何か特殊な職業	
何か特殊な職業 (何か特殊な職業) (何か特殊な職業) (何か特殊な職業)	
18. 國防	
國防 (國防) (國防) (國防)	

昭和二十年	1	1940
	2	1939
	3	1938
	4	1937
	5	1936
	6	1935
	7	1934
	8	1933
	9	1932
	10	1931
	11	1930
	12	1929
	13	1928
	14	1927
	15	1926
	16	1925
	17	1924
	18	1923
	19	1922
	20	1921
	21	1920
	22	1919
	23	1918
	24	1917
	25	1916
	26	1915
	27	1914
	28	1913
	29	1912
	30	1911
	31	1910
	32	1909
	33	1908
	34	1907
	35	1906
	36	1905
	37	1904
	38	1903
	39	1902
	40	1901
	41	1900
	42	1899
	43	1898
	44	1897
	45	1896
	46	1895
	47	1894
	48	1893
	49	1892
	50	1891
	51	1890
	52	1889
	53	1888
	54	1887
	55	1886
	56	1885
	57	1884
	58	1883
	59	1882
	60	1881
	61	1880
	62	1879
	63	1878
	64	1877
	65	1876
	66	1875
	67	1874
	68	1873

昭和二十年八月十五日
此の面は二冊目である
其の三日は二冊目である
其の四日は二冊目である
其の五日は二冊目である
其の六日は二冊目である
其の七日は二冊目である
其の八日は二冊目である
其の九日は二冊目である
其の十日は二冊目である
其の十一日は二冊目である
其の十二日は二冊目である
其の十三日は二冊目である
其の十四日は二冊目である
其の十五日は二冊目である

昭和二十年八月十五日



國體は其小を一に強めたりと日本入念入(接)

その一は、その國體を強めしむるに在りて、

一、その國體を強めしむるに在りて、

一、その國體を強めしむるに在りて、

一、その國體を強めしむるに在りて、

一、その國體を強めしむるに在りて、

國體を強めしむるに在りて、

如奈陀日本入念加

昭和二十六年六月七日

加念日本入念加



第九章 法律上自ら立證し得べき権能なくして、本令附録Bに規定する登録證明紙、或は同様の類

似書類を印刷せるものは輕罪裁判に依り六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に科せられる。

第十章 本令附録Bに規定せる登録證明書、同様の類

(a) 似品、同上各未記入用紙等を賣りつけ或は買入んとしたものの、或は (b) 自ら立證し得べき理由なくして登録證明書、同様の類

目的類似品、同上各未記入用紙等を移讓し、或はせんとしたものは輕罪裁判に依り六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に科せられる。

第十一章 本令に定むる關係各章の何れかを拒否し、或は省略するやう他人を教唆したるものは輕罪裁判に依り二百弗以下の罰金、或は三ヶ月以下の禁錮、又は二百弗以下の罰金と禁錮を併科される。

第十二章 本令附録Aの書式に依りR、C、M、P、に登録せるものは左の責任を有する。即ち R、C、M、P、長官の命に依り當人の登録事項につき質問書を受け取りたるものは、自身出頭、或は書留郵便を以つて十日以内に回答しなければならぬ。

第十三章 もし法律上認めらるる理由なくして右質問に關する回答を拒否し或は怠りたるものは輕罪裁判に依り五十弗以下の罰金に科せられる。

長允許の下に起訴される。 極密院書記官 A、D、P、ヒイネー

總督令P.C.一一七號規定

R.C.M.P.に依る東洋人登録

附録A書式

出生地 現住地 姓名

結婚或は獨身、性別、年齢、身長、生 体重、毛髮の色、眼珠の色、顔色、 陸港名、父の姓名、父の番號、母の姓名、 母の番號、夫或は妻の姓名、夫或は妻の番號、 職業、漁業鑑札の種類及番號、所有不動 產(ホートの登録番號)夫或は妻の住所、十六才 以下の子女數、姓名、年齢、住所、 歸化證下附 年 月 日 加奈陀の國籍と共に日本の國籍を有するや? 日本に歸らんと思つてゐるか? もし行くとと思ふならばどういふ理由で?

附録A裏面

犯罪記録ありや 登録者 署名

表面上記入されたる以外の特別メモ

各質問記入者 自署

場所 期日

登録カードを發給せるや、發給せずば其理由 國籍變更、死亡、等々記入欄

Registration

右に依つて R、C、M、P 長官は再登録を監督する

やう委嘱されたが、その實施に當つてブリチシュ

ロマビア州に居住する日本人種の大部分は自發的によ

く協力し、本令附録 A に規定せる申告書式を提出して

れに對して本令附録 B に規定せる登録證明書が發給さ

れてゐるから、再登録は既に R、C、M、P に依り實

質的に完成されてゐる——

然るに内閣戰事委員會の指令に依りこの再登録は加奈

陀全土に居住する日本人種全般に擴大實施さるゝこと

となつたが、加奈陀と日本の間に戰時狀態の發生を見

るに至りたるに付きこれを強制的に實施する必要に迫

られることとなつた。

さて右の理由の下に、一九二七年修正加奈陀總法中

戰事處理法第二〇六條に準據し司法大臣が進言せる所

を樞密院に於いて審議せる結果、總督閣下は左記の通

り命令された。

第一章

1、加奈陀に在任する日本人種にして R、C、M、P

長官が規定する期日までに十六才以上に達したも

のが未だ本令附録 A に規定せる書式に記入して登

録を済ませてゐないものは本令に規定された期日

以内に登録を行ひ R、C、M、P、より本令附録 B

に示せる通りの登録證明書を受けねばならない。

2、R、C、M、P、長官は加奈陀官報紙上に右本令

第一章に規定せる期日につき、實施二週間以前に

發表するであらふ。

3、日本人種にして左に該當するもの即ち——

(a) 本令第一章に規定された期日以後に滿十六

才に達したるもの

(b) 右規定期日當時不在であつた爲に登録しな

つたもの

は十六才に達したる期日、入國、再入國當日より

三十日以内に本令第一章に定むる所に從ひ登録し

なければならぬ。

4、本令第一章並に第三章に該當するもので登録を

怠つてゐたものは第一章に規定された期日以後に

なつても登録を行はなければならぬ。併し遲滞

登録を行ふ場合、それ相當の刑罰から逸れること

はできない。

第二章

1、右に規定せる登録を怠つたものは輕罪裁判或は

重罪裁判に依り、二百弗以下の罰金、若くは三ヶ

場合相當の理由なくして證明書を示すことので

きない時は、廿弗以下の罰金に處せられるべき違

法行為に該當するもので、一時抑留されるか或は

即時治安判事の前に引き立てられ、法の裁きを受

けねばならない。

2、本令規定期日以後に十六才に達した日本人種に

對して行政官、警官、その他各州檢察總長が任命

せる有資格者は、何時にても登録の有無について

質問することができる。この場合質問されたもの

は登録關係事項について事實を回答しなければな

らない。もし虚偽の事實を答へたり逃げ口上を張

つたりしたりした場合、或は質問者が本人の回答を虚偽

又は逃げ口上なりと充分の理由を認むる時は、本

人を抑留し或は治安判事の前に引き立て、法の裁

きを受けしむることのできる。

第四章

本令に規定せる登録に當つて、質問に對する回答

を拒否するものは輕罪裁判に依り百弗以下の罰金

に科せられる。

第五章

本令に規定せる登録に當つて故意に虚偽の回答を

したものは輕罪裁判に依り二百弗以下の罰金或

は三ヶ月以下の禁錮又は罰金と禁錮を併科される

六章

本令附録 A の書式に依り R、C、M、P、に登録を

済ませたものが、同一姓名或は偽名を以つて再び

登録した場合には、輕罪裁判に依り五十弗以上二

百弗以下の罰金、或は三ヶ月以下の禁錮又は罰金

と禁錮を併科せられる。

第七章

本令附録 B の書式に依り R、C、M、P、より交附

された他人の登録證明書を、當人のものなりと

偽稱せるものには輕罪裁判を以つて五十弗以上二

百弗以下の罰金、或は三ヶ月以下の禁錮、又は罰

金と禁錮を併科される。

第八章

法律上自ら立證し得べき理由なくして左記の書

類、即ち

(a) R、C、M、P、より合法的に發給されてゐない

偽造登録證明書、或は

(b) 登録證明用偽造用紙

等を所持するものは輕罪裁判を以つて六ヶ月以上

三ヶ年以下の懲役に科せられる。

總督閣下 主宰樞密院會議に於いて司法大臣は左の通り報告した。即ち――

一九四〇年十月一日。ギリチシユコムビア州に在住する東洋人問題に關して特別研究委員會が任命され、右委員會はギリチシユコムビア州内に於ける日本人並に支那人種系居住民に關し國家保安、特に軍事教練の角度より研究を遂げ、一九四〇年十二月二日に至り報告書を提出した。

その報告書には國內的保安並に排日家が常に攻撃材料とする論據を打破する爲に、ギリチシユコムビア州に在る日本人の再登録を施行する必要あることを進言してゐる。

右報告に關し内閣戰事委員會に於いて研究せる結果、この進言を採用することに決し、越へて一九四一年一月七日總督府令一七號を以つて常置委員會が任命され政府が右進言に應じて再登録を實施するに當り時々諸間に應ずることゝなつた――

右に依つて R、C、M、P 長官は再登録を監督するやう委囑されたが、その實施に當つてギリチシユコムビア州に居住する日本人種の大部分は自發的によく協力し、本令附録 A に規定せる申告書式を提出し、これに對して本令附録 B に規定せる登録證明書が發給されてゐるから、再登録は既に R、C、M、P に依り實行的に完成されてゐる――

然るに内閣戰事委員會の指令に依りこの再登録は加奈陀全土に居住する日本人種全般に擴大實施さるゝこととなつたが、加奈陀と日本の間に戰時狀態の發生を見るに至りたるに付きこれを強制的に實施する必要に迫られることゝなつた。

さて右の理由の下に、一九二七年修正加奈陀憲法中、戰事處理法第二〇六條に準據し司法大臣が進言せる所を樞密院に於いて諮詢せる結果、總督閣下は左記の通り命令された。

第一章

1、加奈陀に在住する日本人種にして R、C、M、P 長官が規定する期日までに十六才以上に達したものが未だ本令附録 A に規定せる書式に記入して登録を齊せしめてゐないものは本令に規定された期日

第三章

1、本令發令以前或は以後に登録證明書を發給されたものは常にそれを身につけて持参してゐなければならぬ。そして行政官、警官、その他各州檢事總長が任命せる有資格者が登録證明書の檢閲を需める時には、何時にても之れを提示しなければならぬ。

特に集會、娛樂場、電信、郵便局、自動車、汽車汽船上等に於いて十六才以上の日本人種に對し行政官、警官、その他有資格者が何時右登録證明書の提示を需むることがあるかも知れないが、その場合、相當の理由なくして證明書を示すことのできなない時は、廿弗以下の罰金に處せられるべき違法行為に該當するもので、一時抑留されるか或は即時治安判事の前に引き立てられ、法の裁きを受

2、本令規定期日以後に十六才に達した日本人種に對して行政官、警官、その他各州檢事總長が任命せる有資格者は、何時にても登録の有無について質問することができる。この場合質問されたものは登録關係事項について事實を回答しなければならぬ。もし虚偽の事實を答へたり逃げ口上を張つたりしたりした場合、或は質問者が本人の回答を虚偽又は逃げ口上なりと充分の理由を認むる時は、本令を抑制し或は治安判事の前に引き立て、法の裁きを受けしむることが出来る。

第四章

本令に規定せる登録に當つて、質問に對する回答を拒否するものは輕罪裁判に依り百弗以下の罰金に科せられる。

第五章

本令に規定せる登録に當つて故意に虚偽の回答を